

第一回 修正タイムダラー制勉強会 全議事録

清水：本日はお集まりいただきましてありがとうございます。発起人代表といたしましてこの会の趣旨を説明させていただきます。介護に関しては、家族の中で様々な悲劇があったり、色々な問題が生じています。どうも介護は社会的に対応することが必要なんだと考えられるようになり、介護保険という制度が発足してまいりました。しかし、その後も少なからず問題が残っており、介護に携わるマンパワー不足もありますし、また今、国の方では年間約1兆9,000億円、給付額全部ですと6兆6,000億円ほどかかっていますが、それが今後17兆円ぐらいまで増えるだろうと予測されています。

この財政の問題の他にも、介護の質・量を確保し、国民の皆様に安心してもらえる制度にしていくことを考えていかなければならないということで、このような勉強会を発足させていただきました。

最初に、講師の紹介をさせていただきます。奥山さんはNPO法人「びーのびーの」で、子育て広場という形で子育て支援を行い、もうだいぶ長くやっておられて、横浜の方が本拠地でございますけども、ご自身もお子様を三人いらっしゃるとのことでした。

太田さんは、ニッポン・アクティブライフ・クラブ、通称ナルクで高齢者関係の福祉サービス、ちょうど我々が今勉強しているそのものを行っているということで、のちほどお話をお伺いしたいと思います。

奥山：おはようございます。私たちは平成12年、最初に商店街の空き店舗で、まだ保育園や幼稚園へ行く前の0～2、3歳ぐらいのお子さんが、お母様でもお父様でも、おじいちゃん、おばあちゃんでもいい、誰か責任を持って見てくださる大人と一緒に過ごせる場所というのを開設しました。核家族でおじいちゃん、おばあちゃんが近くにいらっしゃらなくて子育てしている方も多く、日中過ごせる居場所が必要ということで、20坪の小さな空き店舗で始めたのがきっかけでした。

その後、厚生労働省の「つどいの広場事業」というものになりまして、それは制度になって5年目になりますが、現在なんと全国で700カ所に広がり、6月初めには全国組織の法人化がありました。お手元のドロップという資料は、実は猪口先生が大臣の時に、まだオープン間もないところ来ていただきました。菊名の小さな広場、本当に小さいところでしたけれども、こうして市が力を入れて活動もだいぶ広がってきました。

発足当初より、太田には元銀行の支店長だったこともあって会計やマネジメントの部分を心強くサポートしてもらいました。異世代から色々な意味でサポートしていただけたことが私たちの会の発展につながったと思います。

ナルクの方の私どもへのボランティア時間は、5年間でなんと5,500時間にのびます。

1年間の労働時間はおよそ2,600時間といわれていますから、その3分の1以上を私た

ちのサポートでやってくださっているということなんです。

これからも、地域福祉の次世代の担い手育成としての学生さんの活用、それから企業退職サラリーマンの育児貢献、そういった子育て生活をしていない世代にも血縁を越えた地域三世代というような地域の支援関係を育みたいなという思いであります。

今回の焦点であるタイムダラー制は、シニアの方々の中での介護を中心とした活動になると思いますが、ぜひ子育ての団体ともうまく連携をとっていただけるといいなと思います。

清水：どうもありがとうございました。入り口として子育て支援の方にお手伝いいただいております。こういうサービスの需要もあるという形で身体介護の方にも広がってほしいと思います。それでは、続きまして太田先生、お願いいたします。

太田：おはようございます。ナルクは、ニッポン・アクティブライフ・クラブの略称でございますが、ナルクを支えているのが時間預託制度でございまして、時間預託制度をスタートして今年で11年になります。そのほか、生活研究アドバイザーであるとか、三世代子育て支援、最近は介護サービス情報の公表、福祉サービスの外部評価など、それに指定管理者の活動の第三者評価を横浜市の指定を受けまして行っております。

私どもが行っております時間預託は、ボランティア活動1時間につき時間預託1点です。そして、ボランティア活動はナルクがコーディネートしたものに限り、つまり自分が勝手にやったことは認めない。預託した時間の用途は、自分と配偶者など、あくまでも限られた身内の必要に応じて1時間1点の割合で引き出せ使用できます。

それから、NPO組織が内閣府に認証を受けた全国組織ですので、例えば息子が東京で預託した時間を大阪で自分の両親の介護に使用できる。これはNHKあたりでも何度か放送していただきまして、いわゆる遠距離介護という形でやっております。

また預託時間の制限でございしますが、民法上の債権債務にしますと法律的に大変難しい問題が発生しますので、私どもは一言でいえば条件付債権債務、つまり換金とか譲渡は認めていません。それから預託者の死亡の場合は、配偶者と両親、そして介護支援の必要な子どもはその残高を使用できるということにしております。

預託時間の管理ですが、時間預託手帳をボランティアメンバー一人ひとりに発行し、各人は毎月1回、事務当局に活動記録を提出し、事務当局が毎月の活動記録に基づいて各人別の活動時間に対する預託時間数をパソコンに入力します。ただし、この個人別活動記録は参考にしますが、ボランティアを受けた人の確認、またはサインをいただいております。

次に、ナルク全体の現在の年間預託時間総数は、前年度165,184時間、私が所属する活動拠点では年間5,461時間、さらに無償支援が全国で207,137時間です。

ボランティア活動の種類は、高齢者・障害者の在宅支援、庭・植木の手入れ、買い物、

移送、夕食作り、子育て支援、在宅見守りなどです。また施設も人手不足でございまして、食事の介助、入浴後のドライヤー、車いすの掃除、花見など外出支援等も行っています。

ボランティア活動希望者には、自分でやってみたいことをヒアリングし、自分の能力の範囲内で、無理なく活動できる時間帯を選んでいただいております、これが喜んで活動していただく一つの秘訣になっております。

実際の活動開始にあたって、コーディネーターが仕事の内容を現場でよく説明し、依頼者にも依頼している仕事の範囲の確認をお願いします。これがお互いの安心につながってまいります。あとは、ボランティア保険に加入するというところでやっております。

清水：どうもありがとうございました。場合によっては当該 NPO 団体が解散することもあるかもしれませんが、我々の案では現金を預託しておくわけですから、解散になったときに一案として、同じような活動をしている団体に寄付し、負債の部分であるサービス提供も付けてやってもらうことも考えられると思います。それではご意見、ご質問があればお願いします。

阿部：この修正タイムダラー制は労働による介護保険料納付方式ということですよね？ そうなると、NPO 団体を活用して労働型で保険料を納めた形にするのか、どこを介して行うのか、というのが一点目の質問です。介護保険料は自治体が絡むので、その協力が得られるのか。また、その（ボランティアの）方が転居されたときにどうするか。さらに、介護保険の枠組みの中で子どもに対しても支援していくという考え方はいいが、そうすると厚労省の裁量を奪うことになりそうですので抵抗も大きいと思います。

清水：ボランティアが福祉施設に勤められるようにしていくと、最初のうちは、給料が下がるといって反対する人たちが出てくる可能性はあります。しかし、現行ではマンパワーは足りなくなる。実際に特養、福祉関連企業の職員も足りなくなってきましたので、現実には手を組む方向に進んでいくと思います。

それから、全国のネットが当然ありますので、その保証になるのがさっき言ったお金です。介護保険ですと、1時間あたり身体介護の場合、基本的に 4,020 円で、生活支援は 2,000 円ほど。私どものモデルはその半額で、身体介護に 2,000 円、生活支援 1,000 円。最初はそれだけに限ります。

こちらのナルクさんの場合、相続はできませんが、実際には NPO の団体が債務を預かっているのと同じで、同じ額のお金を預かっています。私たちのモデルの中では、その債務についてはサービスで返すというのが原則です。ただし、そのサービスを受ける権利はどのようにするか。自分の将来でも、あるいは自分の親でも子どもでも、そのサービスを必要とする方に対して点数を使用できる、という考え方なんです。

阿部：保険の制度にはなじまないですね？

清水：これは制度を普及させるためにも、法律的、税制的に少し考えなければいけないところがあります。

阿部：今の制度に組み込むのか、まったく組み込まないで別にやるのかという話になると、組み込まないでやるのは、あんまりありえない話だなと。

清水：一番問題となるのは、入り口の困難なところ、つまり資金の問題です。最初我々がやろうと思って仲間を集めても、すぐに事務所や電話、車も必要になる。ある程度の規模にならないと仕事にならない。そこで、政府が投資的な資金を出して、NPO の運営が軌道に乗るまで3年間ぐらい市町村が運用する。出来上がった段階で NPO ですと切り離し、市町村はそれ以降資金を出さないし職員も引き揚げる。原則として、全国的に同じ形態で同じサービスを行い、お互いがリンクを組んで利用できるようにする。NPO についても初めから寄付金控除を受けられるようにしていきたいと考えております。

阿部：町内会単位では多分やっているところもあると思いますが、どちらかというと地方自治体の条例になじむ話かなという感じがする。地方自治体単位でやると互換性の問題が出てきて、撤去したときにゼロベースになりませんか。

清水：条例でやるか法律でやるかは議論のあるところですが、こういう枠組みができたとなると、みんな乗ってきます。モデルの想定では、全国ネットで全部リンクを組んでもらいます。

平口：政策としてはいいが、本当にやろうとすると最後の最後に行政は乗ってこない。

清水：行政が全部やるのかと思うかもしれませんが、事故とかの対応が非常に難しくなるので NPO にしておきたい。保証が一番大事なんです。皆さんが入ってくるといっても、保証がなければ入ってこないわけですから。

平口：行政が保証するような形ではないのですか。

清水：違うんです。3年間で切り離してしまいます。NPO が事業者になれば、介護保険の給付を受けられる形にしておきたい。そうすると、4,000 円なり 2,000 円の給付費を受けて貯めておける。あるいは個人が受けたものを所属する NPO に預託することができます。

阿部：贈与は諦めたほうが良いと思います。贈与を入れた瞬間、保険制度にまったくなじまなくなるし、地方自治体が行うから……。

清水：これは保険ではないんですね。

阿部：今の議論の中では、介護保険の制度の中でやるのか、別建てでやるのか、という点が重要ですね。当然財源絡みにもなってきます。

清水：財源についても、厚労省では毎年 2,000 億ずつ社会保障費を減らすという命題を受けていますから、この制度はその一つの答えになってきます。それから試算では、はっきり言うと 2～3 割の人が参加するだけで 1 兆円規模になります。

並木：行政の中に組み入れるか否か、というのは手続きの面もありますので、まだ早すぎるのではという気もします。例えば、自分がやりたいことと実際にお願いされることが違う場合、ミスマッチもあるかと思うのですが、どんなところで苦労されたんですか？

太田：はい。まずですね、働く会員を集めるのが第一点ですね。私ども、入会金を当初の 4,000 円から 3,000 円に落とし、月々の会費はもちろんいただきませんが、それでもボランティアをやるのになんでお金を払わなければならないのかという抵抗があります。それから、時間預託はあるが自分の望むサービスが受けられないという問題が発生します。私どもは、どこまでの時間でどういうサービスを提供しなければいけないか、具体的に縛ってはおりません。時間預託活動は、民法上の債権管理に従いますと完全に返す必要がある、という問題がございます。それと、サービスの団体がいつまでも活動を続けるとは必ずしも保証できません。したがって、入会時に、同種・同質の希望するサービスをお返しできない場合があることを事前に説明しているので、トラブルはございません。また、実際にボランティア活動でも気が合うとか合わないとかも多少はありますので、コーディネーターが運営上重要な役割になってまいります。

清水：私の方の案では、担い手となるボランティアがいない場合、預託された基金を取り崩してプロを雇うこともできるとしています。これを保証しないとサービスを受けられないこととなりますので、必ずサービスを受けられるようにしているわけです。そうなりますと、お金が移動する場合があります。東京から九州に移動して、そこでお金が使われて、プロがサービスを提供することもあります。

平口：ボランティアの代表的な作業ってどんなものですか？

太田：在宅では、庭・植木の手入れ、お掃除とか生活に直結したもの、それから移送ですね。病院に行くとか、お薬をもらいに行くとか。あとは施設介助です。

平口：本当に資格が必要な介護の部分、そこはやりませんね。

太田：そこまではやっておりません。有資格者の資格管理は難しい面がございまして、我々のサービスは家族労働の延長が多いのです。それから、介護保険の適用にならない人たちなど、いわば介護保険の隙間をどうやって社会的に担うのかを考えております。

阿部：今、介護保険で一番足りないのが、その家事援助です。資格を持っている介護福祉士は家事をやったことがない人が多い。そういうニッチの部分誰が担っていくかは、ものすごく大きな問題です。ただ、お話をお聞きすればするほど介護保険ではないな、と。

清水：それでは、せっかくですから猪口先生、お願いいたします。

猪口：私はこれまで、子育て支援の中で、三世代で、地域で同居しているという感覚で物事を進められないかということはずっと主張してきましたので、この時間預託の仕組みが子どもの部分も含めて、視野に入れて生かされればいいなと思います。それから、例えば地域の中で英語を習いたいというお子さんがいたら、私はその分野は得意なので、色々貢献できますので、一人ひとりがそういう形で協力して、地域全体の教育費を削減できるのではないかと、ということ考えたことがあったんですね。教育費を賄える家庭とそうでない家庭とでは、学力の差がものすごく大きく出てくる。それを防ぐためにも、時間預託の仕組みに自分が持ち込めるサービスの幅を広く作っていただいた方がいいのではないかと。全国的にやっていただけるのは大変いいですね。

清水：もともとのタイムダラー制は、猪口先生のおっしゃる通り色々なメニューがあります。実際、現金を介在させればスポーツとか勉強とか、全部点数として入れられます。あらかじめレートを決めていけばいいんです。今の猪口先生のご指摘は、どう法律を作ったりどう税制を変えたりするかとは別の議論になります。どのようなサービスを含めるかは、これから議論をして勉強していけると思います。

阿部：私は、地域の子育て力と地域の介護力を活用していかない限り、国全体ではもう無理だと思っています。厚生労働省の中でも、医療保険とか介護保険とか、全部縦割りに

なっていますが、私はそれらを社会保障費にするべきだと思っています。それが可能だと、修正タイムダラー制を入れ込むのは可能だと思いますが、逆に、今のままで現在の制度に入れるのは、かなり修正していかないと無理だろうなと思いました。

それと、一つお願いがありまして、修正タイムダラー制というのが非常にわかりにくい。すっきり、見てわかる名前にしていただいた方がいいかなと思います。

清水：同じような趣旨でやっているところもありますから、色々参考にさせていただきます。

阿部：今年、平成 19 年が税制の抜本改革なので、そこに可能な限り入れ込んでいくということもできますし、ぜひ社会保障費に関して社会保障番号というのを新たに入れてもらおうと動いておりますので、そうした動きと連動するとすっきり入るかなと思います。

平口：最初の申し込みの契約関係をきちんと踏まえていかないと、最後は「金払え」という話になってくるんだと僕は思うんですね。そうしないと本当に、ボランティアで自己満足で働いたのでは、親の介護をやってくれという権利は発生しません。

清水：そういう批判をされる方もたくさんおられて、それでもボランティアをやっている方もいます。逆に、自分に還してもらいたいからやるという人もいます。

平口：もう一つ。厚労省が自分らの怠慢をね、ボランティアの力を借りて尻拭いさせるのかという議論が絶対出るよ。介護保険制度の不備を補完するような考え方はしない方がいい。

清水：例えば、美しい国には美しい心を持った日本人がいなきゃいけない。最終的な目的である国づくりの方針では、やはり社会、あるいはコミュニティでそういったものが補完できるような国にしていきたい。そこを一番上に持って行ってはどうでしょう。

平口：着眼点はものすごくいいと思う。ただ、ボランティアのふりして騙そうと近づいてくるやつらをどうするか。年寄りをだまして金儲けしようとする人間はいっぱいいます。そこらをきちっとガードできるようにしていかないと。

清水：その意味で、資格を取得する方向にしてあるんですが、ただ人の心まではわからないので難しいところです。

次の勉強会では、一時は 170 ぐらいの団体をお持ちになっていた組織の会長をお招きします。その時は厚生労働省も入ってきます。

阿部：厚労省が地域でどういう形でそういったポイント制をやっているか、データを持っているはずですし、多分把握している問題点もかなりあるはずなんですね。厚生労働部会の中で出てきましたから。それもぜひ聞きながら前に進めてくださいよ。

平口：僕は厚労省を入れるのに反対なんだけど。最初はこじんまりとボランティアの世界でやってみて、信頼関係のあるところでやってから広げていけばいい。

長島：厚労省が失敗を認めたらいいのだから、介護政策をぶっ壊すぐらいの気持ちで、これをやらなかったら厚労省が成り立たないということを認めさせないといけない。

清水：サービス提供のボランティアは多く見積もって2～3割、介護者の人数と同じくらいです。週1～2日の参加でも今の7兆円の経費の約1割を軽減できると試算されています。議論は尽きませんが時間がまいりました。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

(文中敬称略)